

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新	旧
(許可の申請等) 第7条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。 (1)～(3) (略) (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類 (5) (略) 3～6 (略)	(許可の申請等) 第7条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。 (1)～(3) (略) (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類 (5) (略) 3～6 (略)

第 1 号様式（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書

年 月 日

殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。
当該広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持します。

1 表示（設置）場所	(移動又は多数のものは、その範囲)		8 種類、規模、数量及び広告景観形成地区にあつては、マンセル色票系に規定する彩度	
2 広告物管理者	住所 氏名 電話番号			
3 特定屋外広告物 安全管理者	住所 氏名 電話番号 資 格			
4 工事施工者	住所 氏名 電話番号			
5 屋外広告業の登録	年 月 日第 号		9 工事完成予定日	年 月 日
6 広告物表示（設置） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		10 他 の 許 可 等	
7 前 回 許 可	年 月 日 第 号		11 照 明 装 置	有 無
			12 点 滅 装 置	有 無
収 入 受 取	※欄削除		手 数 料 欄	※欄削除

備考（略）

第 8 号様式（表） （略）
 （裏）

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名	()	
法定代理人の氏名又は法人名及び代表者の氏名並びに住所又は所在地	氏名又は法人名及び代表者の氏名	
	住所又は所在地	郵便番号
	電 話 番 号	
<u>法定代理人が法人である場合のその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名</u>	()	
神奈川県収入証紙貼付欄	※欄削除	

備考 （略）